



社 保 審 発 4 号
平成18年6月28日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正について（答申）

平成18年6月28日厚生労働省発老第0628001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

なお、療養病床の再編に当たっては、入院患者のニーズや実態に十分配慮しつつ、介護保険施設の将来像を踏まえた円滑な移行が行われるよう努めるものとする。